

- (3) 副会長は、各地区会員の意見をまとめ会長に報告し、会長及び筆頭副会長に事故があるときは、会長が定める順位によりその職務を代理する。
- (4) 専務理事は、定款第24条第3項及び第26条第3項の規定により、業務執行理事として、理事会を代表し、会長の指示により、会務の企画、立案その他の必要な事項を執行する。
- (5) 理事は、定款第26条第1項の職務を行うほか、理事会において総会の付議事項を議決する。
- (6) 監事は、定款第27条の職務を行うほか、理事会及び総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

(役員の任期)

- 第4条 役員の任期は、定款第28条に定めるとおりとする。ただし、理事は通算して10年、監事は6年間を超えて在任することはできない。
- 2 前項ただし書の規定は、会長、副会長又は専務理事である役員については80歳を超えて在任することはできない。

(役員の報酬等の支給)

- 第5条 役員(会長、副会長及び専務理事に限る。第3項において同じ。)には、報酬等を支給するものとする。
- 2 前項の報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
 - 3 定款第30条第1項の規定による報酬等の支給の基準は、毎年度総額120万円の範囲内とし、それぞれの報酬額は会長が定める。
 - 4 役員に、その職務を行うために要する費用を支給するものとする。
 - 5 前項の費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。
 - 6 定款第30条第2項の費用の支給の基準については、旅費に関する規則に定めるとおりとするほか、事務局職員の例により実費相当額を支給するものとする。

(特別役員)

- 第6条 この法人に、特別役員として、定款第31条第1項に定める名誉会長、名誉顧問、相談役及び顧問並びに審議員を置く。
- 2 特別役員の職務は、定款第31条第2項から第6項までに定めるとおりとする。
 - 3 特別役員の選任及び解任は、定款第31条第5項に定めるとおり、理事会

において決議する。

4 名誉会長の任務については役員に準ずるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第3号】

総会及び理事会に関する規則（定款第4章及び第5章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）

第23条及び第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟の総会及び理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

（総会付議事項等の理事会先議）

第2条 定款第13条に定める事項に加え、次に掲げる事項を総会に付議するためには、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

- (1) 年間事業計画に関する事項
- (2) 人事に関する事項
- (3) 規則の変更に関する事項。
- (4) その他会長が理事会の決議を経て定める事項

（総会等の議長の権限等）

第3条 総会又は理事会の議長は、総会又は理事会の議事を整理する。

2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当該総会又は理事会に出席した副会長、専務理事、理事、監事又は必要と認めた者に意見を求めることができる。

（総会等の議事録等）

第4条 総会及び理事会の議事については、定款第22条及び第40条の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 代議員（理事会にあっては、理事）の現在数
- (3) 会議に出席した代議員、理事及び監事（理事会にあっては、理事及び監

事) の氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 11 条又は第 15 条に定める事項

（理事会への関係者の出席）

第5条 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（議事経過等の報告）

第6条 議長は、総会又は理事会を欠席した代議員、理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布し、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

（事務局）

第7条 総会及び理事会の運営に関する事務は、事務局が処理するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、総会及び理事会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【剣連規則第4号】

資産及び会計に関する規則（定款第7章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第 50 条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の資産及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計区分及び銀行口座）

第2条 剣連の業務遂行のため、会計を次の5つに区分し、それぞれの銀行口座

を設け、資産の運用及び会計処理に当たるものとする。

- (1) 法人：管理費
- (2) 収益：収益事業費
- (3) 剣道：剣道の事業費
- (4) 居合道：居合道の事業費
- (5) 杖道：杖道の事業費

(収支予算)

第3条 事業計画を基本とする収支予算案は、定款42条の規定に基づき、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、年度初めの理事会の決議を経て総会の承認を受けたのち、執行するものとする。

(事業報告及び決算)

第4条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が定款第43条第1項に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。この場合においては、同条第2項の定めるところにより、定時総会にその内容を報告し、又はその承認を受けなければならない。

(会計責任者及び実務担当者)

第5条 会長は、第2条の会計区分ごとに会計責任者を任命し、各会計責任者は、それぞれ会計実務担当者を任命するものとする。

(帳簿管理)

第6条 会計責任者は、各月末及び会計年度末に各帳簿を締め切り、月次及び年度決算手続を行うものとする。

(記帳)

第7条 会計実務担当者は、記帳を迅速かつ正確に行うものとする。

(証憑書類)

第8条 会計業務は、原則、証憑書類（取引の正当性を立証する書類をいう。）に基づいて行うものとする。

(事業の実施)

第9条 会計実務担当者は、予算に基づき各事業の実施のための資金を準備し、事業実施後、収支報告書を作成し清算を行うものとする。

- 2 会計実務担当者は、事業者等への支払は、原則、請求書に基づいて行い、請求書のないものについては、領収証、レシートなど証憑書類を取得しなければならない。
- 3 日当及び交通費の支払は、旅費に関する規則に従って行い、受領書を作成し、支払い時に受領サインを領収しなければならない。

(報酬及び給与の支払い)

第10条 財務部長は、定められた金額の役員報酬及び給与の支払と明細書の作成と送付を行うものとする。この場合において、支払の時期は、次のとおりとする。

- (1) 役員報酬及び非常勤職員の給与
4か月分をまとめて4か月目の初日に支払う。
(例：4月分から7月分までを7月1日に支払う)
- (2) 正規職員の給与
前月分を翌月の15日に支払う。(例：4月分を5月15日に支払う。)

(納税)

第11条 財務部長は、法令に従って、遅滞なく納税を行うものとする。

(会計監査)

第12条 財務部長は、事業年度の始めと途中に、定期的に会計監査会を計画し、会計監査を受けるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、資産及び会計に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第5号】

事務局の組織及び運営に関する規則（定款第10章関係）

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第49条第5項の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）事務局の組

織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局に置く職員)

第2条 事務局に置く職員は、次のとおりとする。

事務局長・部長等	主任	担当
事務局長	-	-
事業部長	大会主任	
	大会主任	
	講習主任	
審査部長	審査主任	審査担当
企画広報部長	企画広報主任	-
財務部長	会計主任	-
居合道部長	居合道主任	-
杖道部長	杖道主任	-
事務職員	-	-

(選任)

第3条 事務局長は、理事会で推薦し、総会で決定する。

2 事務局員は、事務局長が推薦し、専務理事が決定する。

(任務)

第4条 事務局長は、専務理事を補佐し、事務局を統括して、事業事務を処理する。

2 事務局員は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 事業部長は、剣連の行う大会、講習会、強化会及び幼少年指導を担当する。
- (2) 審査部長は、剣連の審査会及び公認審判認定審査を担当する。
- (3) 企画広報部長は 広報活動全般を担当する。
- (4) 財務部長は、会計処理並びに予算及び決算に関する事務を担当する。
- (5) 居合道部長は、居合道の運営に関する事務を処理する。
- (6) 杖道部長は、杖道の運営に関する事務を処理する。
- (7) 主任は、部長を補佐し業務に当たる。
- (8) 担当は、主任を補佐し業務に当たる。

(任期)

- 第5条 事務局員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された事務局員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 事務局員は、任期満了後も、後任者の就任まではその業務を行わなければならぬ。

(就業規則)

- 第6条 事務局長、部長、主任及び事務員は、剣連の職員として、別に定める就業規則を遵守して、業務を行う。

(書類・帳簿)

- 第7条 書類及び帳簿の保管期間は、5年とする。

(委任)

- 第8条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第6号】

旅費に関する規則（定款第11章関係）

(趣旨)

- 第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、法令又は同定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の役員及び職員並びに剣連派遣の監督及び選手の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(施行命令及び派遣命令)

- 第2条 旅行及び派遣は、必要に応じて会長が命令する。

(出張旅費)

- 第3条 旅費の種類は、交通費（JR運賃、航空運賃等）、日当、宿泊料、市（都）内交通費及び昼食代とする。
- 2 県内交通費は、原則として次条の支給基準に基づき支給する。

- 3 県外交通費は、実費支給とする。この場合において、あらかじめ剣連が旅行会社との交渉の上旅券を発注できる場合は、その方法によるものとする。
- 4 役員及び職員の日当及び宿泊料については、別に定める。
- 5 大会、行事ごとの具体的な旅費の金額は、別に定める。

（剣連の大会、審査会、講習会、理事会、監査会等の日当等）

第4条 剣連主催（主管）の行事の審判、審査員、講師、役員、補助員等の日当及び旅費は、別に定める。

（旅行日数及び派遣日数）

第5条 旅行日数及び派遣の日数は、専務理事が決定する。

（旅行結果及び派遣結果の報告）

第6条 旅行又は派遣の結果については、遅滞なく、その概要を会長に口頭で報告するものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、文書(復命書)をもって報告しなければならない。

（規制）

第7条 剣連の役員及び職員が職務を離れ、監督又は選手として派遣された場合は、役員及び職員の旅費支給規定の適用を除外し、監督及び選手の当該規定を適用する。

2 選手強化のための監督、コーチ及び選手（候補選手を含む。）の旅費及び合宿費は、その都度、内規をもって専務理事が決定する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、旅行の命令、旅費の支給等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第7号】

事務決裁に関する規則（定款第11章関係）

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の事務決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の責任の所在を明確にし、合理的で能率的な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各に定めるとおりとする。

- (ア) 決裁 会長（代表理事）の権限に属する事務について、剣連としての意思決定を行うことをいう。
- (イ) 専決 会長の権限に属する事務について、この規則の定めるところにより、専決権限者が剣連としての意思決定を行うことをいう。

(会長決裁)

第3条 剣連の事務は、次条に規定する専決事項を除き、すべて会長（代表理事）の決裁を得なければならない。

2 会長（代表理事）及び次条の専決権限者は、定款第3条に規定する剣連の目的を達成するため、具体的な事業活動（事業計画の企画立案、資金調達及び運用、人事、対外組織との対応、会員サービスの提供、職員雇用、備品購入等）を、法令及び定款若しくは規則に基づいて、適切に処理するものとする。

(専決)

第4条 会長が必要と認めた場合は、次に掲げる事項を専務理事に専決させることができる。

- (ウ) 事務局職員の国内旅行命令に関すること。
- (エ) 軽易な文書の施行に関すること。

2 専務理事は、必要があると認める場合は、専決した事項について、会長に報告するものとする。

(専決事項の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、内容が特に重要又は異例であると認められる事項については、同条第1項各号に掲げる事項についても、会長の決裁を得なければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、剣連の事務の決裁に関し必要な事項は、

会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第8号】

専門委員会に関する規則（定款第11章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の専門委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類及び組織）

第2条 専門委員会の種類及び組織は、次に定めるとおりとする。

区分	名 称	委員長	副委員長	委 員		
1	総務委員会	選出	選出	東予地区 委員	中予地区 委員	南予地区 委員
2	強化委員会	選出	選出	東予地区 委員	中予地区 委員	南予地区 委員
3	認定審査委員会	選出	選出	全県下より選出		
4	女性委員会	選出	選出	東予地区 委員	中予地区 委員	南予地区 委員
5	年報編集委員会	選出	選出	年報編集委員		
6	居合道委員会	選出	部長	居合道委員		
7	杖道委員会	選出	部長	杖道委員		

2 次の表に掲げる専門委員会の委員には、それぞれ同表に定める担当業務を分担させるものとする。

専門委員会名	担当業務		
強化委員会	ジュニア担当	少年担当	成年担当

- 3 各委員会は、原則委員長を含み専門委員概ね5名以内とする。ただし、当事項の調査研究等及び職務遂行のため必要があると認めるときは、増員することができる。また必要に応じて居合道部、杖道部から1名ずつを加えることができる。
- 4 専門委員長、副委員長は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 5 総務委員は、地区理事会から推薦し、会長が理事会に諮って委嘱する。その他の専門委員は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 6 委員長は、会長の要請により総会及び理事会に出席し意見を述べるとともに、質問に答えるものとする

(任期)

第3条 正副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(任務)

第4条 専門委員会は、その担当任務について調査、研究等を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。

2 専門委員会の担当任務は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は、剣連内の次に掲げる諸事項の研究討議機関とする。
 - (ア) 定款、規則等の制定及び改正
 - (イ) 普及振興策や審査の研究
 - (ウ) 広報活動
 - (エ) 表彰等の対象者の選考
 - (オ) その他
- (2) 強化委員会は、次の方法により会員の競技力の向上に努める。
 - (ア) 各地区における定期的な稽古会の実施
 - (イ) 全国大会強化会の実施
 - (ウ) 各地区的交流の実施
 - (エ) 県外地域との交流の実施
 - (オ) 強化認定選手の選考
 - (カ) その他
- (3) 公認審判委員会は、次に掲げる事項を担当する。
 - (ア) 別に定める公認審判員制度運営規定の運用
 - (イ) 資質向上のための講習会の開催
 - (ウ) その他
- (4) 女性委員会は、次に掲げる事項を担当する。
 - (ア) 女性会員の資質向上と鍛成の実施

- (イ) 女性の自立を促進し、組織の統合に努める。
 - (ウ) その他
- (5) 年報編集委員会は、次に掲げる事項を担当する。
- (ア) 剣道愛媛の発行に努める。
 - (イ) 広報活動及び刊行物に関すること
 - (ウ) その他
- (6) 学校委員会は、次に掲げる事項を担当する。
- (ア) 県中学校体育連盟剣道専門部、県高等学校体育連盟剣道専門部及び県内大学事務局代表者による情報提供により事業の円滑化を図る。
 - (イ) その他
- (7) 居合道専門委員会は、居合道全般について担当する。
- (8) 杖道専門委員会は、杖道全般について担当する。

(会議)

第5条 委員長は、会長の委嘱を受け、委員会を招集して議事進行に当たるものとする。会議の結果は、その都度要点を記録し会長に報告するものとする。

- 2 専務理事並びに事務局長及び各部長は、委員会に出席し意見を述べることができる。
- 3 専門委員会は、必要に応じて参考人又は学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第9号】

表彰、祝賀及び顕彰に関する規則（定款第11章関係）

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の表彰、祝賀及び顕彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 剣連の行う表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 剣道連盟特別賞（全会員該当）
- (3) 剣道連盟賞（高校生以下は該当しない）
- (4) 最優秀選手賞（小学生、中学生及び高校生該当）
- (5) 優秀選手賞（小学生、中学生及び高校生該当）
- (6) 努力賞（小学生、中学生及び高校生該当）
- (7) 感謝状（全会員該当）

2 前項に定めるもののほか、会長が特に必要と認める場合は、剣連名又は会長名で表彰することができる。

(表彰の基準)

第3条 前条第1項第1号の「功労賞」の受賞基準は、次のとおりとする。

次のいずれもの要件を満たす者で、多年にわたり剣連の振興発展に貢献し、その功績が特に顕著で、加盟団体から推薦され、理事会で承認された個人。ただし、令和3年4月1日一般社団法人設立以前の実績も加味することとする。

- (1) 剣連の役員を継続して5期10年間以上歴任した者又は加盟団体の長を継続して5期10年以上歴任した者
- (2) 教士7段以上を有している者
- (3) 80歳以上の者又は故人
- (4) 人格徳操高潔なる者

2 前条第1項第2号の「剣道連盟特別賞」の受賞基準は、次のとおりとする。

全国大会の団体試合又は個人試合で優勝した者。ただし、剣連が主催する大会及び組織母体が社会的認知を受けた団体が主催する大会に予選会を通過したか、推薦により出場した場合に限る。

- (1) 全日本剣道選手権大会（男女）
- (2) 全日本居合道大会
- (3) 全日本杖道大会

- (4) 国民体育大会
- (5) 全日本都道府県対抗少年剣道大会
- (6) 全国道場少年剣道選手権大会
- (7) 全国道場少年大会
- (8) 全国スポーツ少年団交流大会
- (9) 全国中学校総合体育大会
- (10) 全国高等学校総合体育大会
- (11) 全国高校選抜大会
- (12) 上記以外の各種全国大会

3 前条第1項第3号の「**剣道連盟賞**」の受賞（高校生以下はこの賞に該当しない）基準は、次のとおりとする。

県大会以上の大会で次に示す成績を挙げた者。ただし、剣連が主催する大会及び組織母体が社会的認知を受けた団体が主催する大会に予選会を通過して参加したか推薦により出場した場合に限る。

- (1) 全国大会団体 3位以上の成績
- (2) 全国大会個人 8位以上の成績
- (3) 国民体育大会 5位以上の成績
- (4) 剣連主催の全国大会予選会において、個人で次の年数を連續優勝した者。ただし、同一大会に限り、部門をまたぐ場合も可。
 - (ア) 3年
 - (イ) 5年

4 前条第1項第4号の「**最優秀選手賞**」の受賞基準は、次のとおりとする。

在学中にわたって剣道に精励し、各種の大会などにおいて、次に示す優秀な成績を挙げ、かつ、剣道修行に努力をした心身共に優れた小学6年生、中学3年生及び高校3年生に授与する。ただし、剣連が主催する大会及び組織母体が社会的認知を受けた団体が主催する大会に予選会を通過して参加した大会に限る。なお、中学生、高校生を対象に教育的配慮に基づく大会も認める。

- (1) 全国大会団体 3位(補員も含む)以上の成績
- (2) 全国大会個人 8位以上の成績
- (3) 国民体育大会 5位以上の成績

- (4) 四国大会（中学校・高等学校体育連盟主催）において優勝した団体（補員も含む）又は個人。ただし、四国中学新人大会は除く。
- (5) 国体四国ブロック大会（補員も含む）優勝
- (6) 愛媛県剣道連盟主催大会で2年連続個人優勝した者。ただし、スボレクも含む。（同一大会、同種目に限る。）
- (7) 愛媛県大会（中学校・高等学校体育連盟主催）で2年連続個人優勝した者。（同一大会、同種目に限る。）

5 前条第1項第5号の「**優秀選手賞**」の受賞基準は、次のとおりとする。

- (1) 四国中学新人大会において優勝した団体（補員も含む）
- (2) 愛媛県剣道連盟主催大会で優勝した団体（補員も含む）又は個人3位以上。ただし、スボレクも含む。
- (3) 愛媛県大会（中学校・高等学校体育連盟主催）で優勝した団体（補員も含む）又は個人3位以上。
- (4) 全国高等学校剣道選抜大会予選会で優勝した団体（補員も含む）

6 前条第1項第6号の「**努力賞**」は、在学中にわたり剣道に精励し、「劣悪な環境のもと努力した。」など他の模範となる小学6年生、中学3年生及び高校3年生に授与する。

7 前条第1項第7号の「**感謝状**」は、剣連の発展振興に対して、特に功労があると認められた個人又は団体に授与する。

（表彰者の推薦）

第4条 加盟団体等の長は、前条に該当すると認められる団体又は個人がある場合は、次の事項を記載した推薦書を作成し、会長に提出するものとする。

- (1) 被表彰者名
 - (ア) 個人
氏名（ふりがな）、生年月日、職業、加盟団体名とその地位又はその役職名及び住所
 - (イ) 団体
公式名称及び代表者氏名
- (2) 表彰事由
- (3) 特に功労のあった点
- (4) その他表彰上の参考事項

2 加盟団体より2名以上の表彰の上申をするときは、その順位を明らかにし

なければならない。ただし、その功労に等差のない場合は、この限りでない。

（表彰者の決定）

第5条 会長は、理事会に諮り表彰者を決定し、総会に報告するものとする。

（表彰の方法）

第6条 当連盟の被表彰者には、賞状及び副賞を贈呈し、顕彰する。

（表彰年度）

第7条 表彰は、毎年行うものとし、表彰年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

（表彰の取消し）

第8条 会長は、表彰を受けた者が、受賞にふさわしくない行為があった場合は、理事会に諮って表彰を取り消すことができる。

（顕彰制度）

第9条 剣連創立以来本連盟に多大な貢献があったと認められる者に「功労者」又は「名誉会員」の称号を授与し、その者を顕彰する。

（功労者）

第10条 剣連創立「昭和24年11月6日」以来本剣連に多大な貢献があったと認められる者7名（別紙掲載）を「功労者」として、永久に讃えるものとする。

2 前項の功労者に匹敵する、剣道及び剣連に対する多大な貢献があったと認められる者を、理事会の議決を経て、「功労者」として追加することができる。

（名誉会員）

第11条 剣連創立以来本連盟に多大な貢献があったと認められる者に「名誉会員」の称号を授与する。

2 前項に定めるもののほか、剣連「功労賞」を受賞した者に「名誉会員」の称号を授与する。

(表彰などの審議)

第12条 専務理事は、第4条に規定する上申を受理したときは、表彰などの可決について必要な事項を調査検討し、表彰などの要否、種類、副賞等の程度について意見を付し、理事会に諮り、会長の承認を受けなければならぬ。

(表彰様式)

第13条 剣連の行う表彰の賞状及び感謝状の様式は、様式第1号から様式第5号までのとおりとする。(表彰状に番号)

(表彰台帳)

第14条 剣連は、表彰台帳を備え付け、表彰等の状況を記録するものとする。

(祝賀会)

第15条 剣連が行う祝賀の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人全日本剣道連盟が表彰する功労賞若しくは有功賞又はこれらに値する賞を受賞した者
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会が表彰する項目に該当した者
- (3) 外部団体から表彰を受けた者で、前2号と同様の価値があると判断したもの
- (4) 剣道範士を受領した者
- (5) 会長が必要と認めた者

2 祝賀会の要項は、次のとおりとする。

- (1) 祝賀会の開催は、原則総会終了時とする。
- (2) 祝賀の対象期日は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 剣連が該当者を招待し、剣連特別賞を送り記念品を授与する。
- (4) 表彰者を各加盟団体に報知し、記念品料の呼び掛けをすることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第10号】

葬祭等に関する規則（定款第11章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の行う葬祭、慶弔、見舞い等に関し必要な事項を定めるものとする。

（剣連葬の対象等）

第2条 愛媛剣連葬については、次に掲げる者をその対象として、会長が理事会に諮り総会で承認を受け、実施するものとする。

- (1) 公益財団法人全日本剣道連盟の役員をした者
- (2) 会長、副会長又は専務理事の要職に永年貢献した者
- (3) 範士の称号を授与された者
- (4) 剣連の振興及び奨励に著しく貢献したと認められる者

（剣連葬の執行）

第3条 剣連葬は、剣連の総力を結集し、連盟内外に広く報知して執り行うものとする。

（準剣連葬）

第4条 準剣連葬の対象者は、剣連葬に準ずる者とし、出身加盟団体と合同で執り行い、代表を派遣し、弔意を表すものとする。

2 準剣連葬については、剣連加盟団体及び役員に報知するものとする。

（一般葬儀）

第5条 前3条以外の葬儀を一般葬儀とし、次のとおり対応するものとする。

- (1) 理事以上の役職に精勤した者を対象に、状況を鑑み、会長の指示により花輪を立てることができる。
- (2) 前号に掲げる者に対しては、会長の指示により、香典用として慶弔費を支出することができる。
- (3) 理事以外の者で剣連に対し貢献度が高いと認められる者に対しては、会長の判断により、慶弔費を支出することができる。

(弔電)

第6条 登録会員を対象として、会長の指示により、弔電を施行することができる。

(剣連への報知)

第7条 加盟団体の長は、前4条に定める葬祭等に該当すると認められる者があるときは、会長に、次の事項を記載した「訃報通知」にて報告するものとする。

- (1) 物故者名
- (2) 喪主の氏名（ふりがな）及び住所
- (3) 葬儀(通夜)の日時及び場所
- (4) 剣道に関する生前の功労概要

(加盟団体への報知)

第8条 剣連は、前条の規定により、加盟団体からの「訃報通知」を受理した場合は、速やかにその内容を他の加盟団体に報知しなければならない。ただし、土曜、日曜又は祝日に絡んだときは、当該加盟団体が直接他の各加盟団体に報知しなければならない。

(弔慰)

第9条 次に掲げる剣連の会員等の死亡に対する弔慰の取扱いは、剣連への貢献度に応じて会長が定める。

- (1) 剣連の役員、顧問、審議員、代議員、元会長、元副会長、元専務理事及び加盟団体会長
- (2) 剣連の会長、副会長、専務理事、監事、顧問及び審議員の配偶者等
- (3) 一般会員

2 関係団体役員等に対する弔慰の取扱いは、会長が判断する。

(見舞)

第10条 会長が必要と認めた場合は、見舞金を支出することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【剣連規則第 11 号】

奨励振興事業に関する規則（定款第 11 章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第 50 条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の特定所属団体に対する剣道等奨励振興事業交付金（以下「奨励費」という。）及び事業振興費について必要な事項を定めるものとする。

（奨励振興事業）

第2条 剣道等奨励振興事業の対象として会長が適当と認める団体に対しては、年度内の予算の範囲内において会長が定める奨励費を支給する。なお、当該団体について、それぞれ年度 1 回限りとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合は、予算の範囲内で、会長が定める奨励費を支給することができる。

- (1) 個人が全国大会（それ以上の規模も含む。）に出場した場合
- (2) 役員又は会員が、公益財団法人全日本剣道連盟が主催する世界各地への指導者派遣として派遣された場合
- (3) 加盟団体(支部団体を含む。)等が主催する剣道大会に際し会長が委嘱を受けて出席した場合

（事業振興費）

第3条 会長は、奨励費の原資として、昇段審査会登録時に、会員から、会員の入会、登録、会費等に関する規則で定める事業振興費を徴収することができる。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、奨励費及び事業振興費に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人愛媛県剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則

第1章 総則

(目的)

【第1条】 この規定は、剣道の理念及び公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の剣道称号・段級位審査規則（平成24年4月1日制定）、剣道称号・段級位審査細則（平成24年4月1日制定）、剣道称号・段位審査実施要領（平成24年4月1日制定）に基づき、剣道の奨励及びその向上に資する目的で、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の剣道称号・段級位の審査について必要な事項を定める。

(最高位)

【第2条】 称号、段級位を通じ、範士を最高位とする。

(審査員選考委員会)

【第3条】 剣連は、審査員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を理事又はこれに準ずる者2人、範士2人、学識経験者1人の計5人を持って組織しなければならない。

- 2 選考委員会は、段位を審査する審査員を選考するほか、第19条に定める剣連会長（以下「会長」という。）の諮問に答えるとともに剣連の称号推薦者審議を会長の要請を受けて行う。
- 3 審査員選考委員会の構成は、筆頭副会長1名、副会長3名及び専務理事1名を原則とする。ただし、事情により本構成が得難いときは、委員の構成を変えることができる。
- 4 審査員選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 会長は、審査員選考委員を任命したときは、速やかに全剣連の定める様式によって委員の氏名等を全剣連会長に報告しなければならない。
- 6 審査員選考委員会の運営については、全剣連選考委員会に関する規定を準用する。

(審査委員長)

【第4条】 段位の審査会に審査委員長を置く。

- 2 各審査会の審査委員長は、副会長の中から会長が任命する。
- 3 審査委員長は、審査会を掌理し、審査事務に係る成員を指揮監督する。
- 4 審査会における審査委員長の任務は、次のとおりとする。